

平成28年第4回幸田町議会定例会会議録（第6号）

議事日程

平成28年12月22日（木曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第57号議案 幸田町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

第58号議案 幸田町民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第59号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について

第60号議案 幸田町農業委員会の委員及び幸田町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部改正について

第61号議案 幸田町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

第62号議案 幸田町下水道条例の一部改正について

第63号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第64号議案 平成28年度幸田町一般会計補正予算（第4号）

第65号議案 平成28年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）

第66号議案 平成28年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

陳情第8号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

陳情第9号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める陳情書

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 足立初雄君	2番 伊與田伸吾君	3番 稲吉照夫君
4番 鈴木重一君	5番 杉浦あきら君	6番 志賀恒男君
7番 鈴木雅史君	8番 中根久治君	9番 酒向弘康君
10番 大嶽弘君	11番 池田久男君	12番 笹野康男君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 水野千代子君
16番 浅井武光君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
教育長	小野伸之君	企画部長	桐戸博康君
総務部長	山本富雄君	住民こども部長	山本茂樹君
健康福祉部長	大澤正君	環境経済部長	伊澤正美君
建設部長	近藤学君	教育部長	小野浩史君

消 防 長	壁 谷 弘 志 君	企 業 立 地 監	志 賀 幸 弘 君
総 務 部 次 長 兼	都 築 幹 浩 君	住 民 こ ど も 部 次 長 兼	志 賀 光 浩 君
総 務 課 長		こ ど も 課 長	
健 康 福 祉 部 次 長	山 下 明 美 君	健 康 福 祉 部 次 長	藪 田 芳 秀 君
兼 福 祉 課 長		兼 健 康 課 長	
環 境 経 済 部 次 長 兼	鳥 居 栄 一 君	建 設 部 次 長 兼	伊 澤 勝 一 君
産 業 振 興 課 長		区 画 整 理 課 長	
教 育 部 次 長 兼	羽 根 洩 闘 志 君	消 防 次 長 兼	長 坂 好 雄 君
学 校 教 育 課 長		消 防 署 長	
会 計 管 理 者 兼	林 敏 幸 君		
出 納 室 長			

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 牧 野 洋 司 君

○議長（浅井武光君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。
た。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（浅井武光君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 山本富雄君 登壇〕

○総務部長（山本富雄君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

12月12日開催の第58号議案質疑及び12月13日開催の第62号議案、第63号議案質疑にて要求のありました資料につきまして、お手元のほうに本日配付させていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上であります。

〔総務部長 山本富雄君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 本日、説明のために出席を求めた理事者は21名であります。

議事日程は、本日お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願ひます。

日程第1

○議長（浅井武光君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、15番 水野千代子君、1番 足立初雄君の御両名を指名いたします。

日程第 2

○議長（浅井武光君） 日程第 2、第 57 号議案から第 66 号議案までの 10 件と陳情第 8 号及び陳情第 9 号の 2 件を一括議題といたします。

これより委員長報告を行います。

初めに、総務教育常任委員長の報告を求めます。

6 番、志賀恒男君。

〔6 番 志賀恒男君 登壇〕

○6 番（志賀恒男君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって報告いたします。

総務教育委員会審査結果報告書

平成 28 年 12 月 22 日

議長 浅井武光様

委員長 志賀恒男

平成 28 年第 4 回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第 57 号 幸田町工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第 58 号 幸田町民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について。幸田町民会館使用料の見直しに伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第 64 号 平成 28 年度幸田町一般会計補正予算（第 4 号）中、歳入全部、歳出 15 款（20 項除く）、55 款（10 項除く）、70 款、第 1 条、歳入全部 1 億 3,121 万 3,000 円追加。歳出、15 款総務費（20 項除く）160 万円追加。55 款教育費（10 項除く）155 万円追加。70 款諸支出金 6,118 万 4,000 円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上でございます。よろしく申し上げます。

〔6 番 志賀恒男君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 次に、福祉産業建設常任委員長の報告を求めます。

5 番、杉浦あきら君。

〔5 番 杉浦あきら君 登壇〕

○5 番（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって報告いたします。

福祉産業建設委員会審査結果報告書

平成 28 年 12 月 22 日

議長 浅井武光様

委員長 杉浦あきら

平成28年第4回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第59号 幸田町手数料徴収条例の一部改正について。放課後児童健全育成事業手数料の見直しに伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第60号 幸田町農業委員会の委員及び幸田町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について。農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第61号 幸田町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について。給水人口及び1日最大給水量の変更に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第62号 幸田町下水道条例の一部改正について。下水道使用料の見直しに伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第63号 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。農業集落家庭排水処理施設使用料の見直しに伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第64号 平成28年度幸田町一般会計補正予算（第4号）中、歳出、15款20項、20款、25款、35款、45款、55款10項、第2条。第1条、歳出、15款総務費（20項）350万円減額、20款民生費8,207万9,000円追加、25款衛生費500万円減額、35款農林水産業費50万円追加、45款土木費720万円減額、55款教育費（10項）財源更正、第2条、繰越明許費、20款民生費7,207万2,000円。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第65号 平成28年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）。第1条、歳出15款保険給付費、10項750万円減額。20項、40項、750万円増額。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第66号 平成28年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）。第1条、歳入歳出、380万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第8号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書。国・県に対し介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充について意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

陳情第9号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める陳情書。国に対し地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

以上です。

〔5番 杉浦あきら君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、初めに、総務教育常任委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅井武光君) 以上で、総務教育常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。
次に、福祉産業建設常任委員長報告に対する質疑を許します。
ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅井武光君) 以上で、福祉産業建設常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。
これをもって、質疑を終結いたします。
これより、上程議案10件と陳情2件について討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。
13番、丸山君。

[13番 丸山千代子君 登壇]

○13番(丸山千代子君) ただいま議題となっております案件について、順次反対をしております。第58号議案、第59号議案、第60号議案、第62号議案、第63号議案について反対討論をしております。

第58号議案 幸田町民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。平成8年8月の開館以来、改定していないため、引き上げを図るものであります。電気料金や消費税などの社会情勢による引き上げなどの変化、近隣との均衡などで引き上げを図りたいと協議案件として出されました。さくらホールを1.3倍、あじさいホールを1.5倍、営利目的などの場合は2倍になど、ホール、楽屋など文化の拠点として活動する施設使用料の引き上げに対して反対するものであります。

ことしの夏、一般新聞の紙上に一斉に全面広告が掲載をされました。著名アーティストの連名で、私たちはチケットの高額転売に反対しますというものであります。コンサートチケットの買い占めで不当な価格で転売するという状況が生まれ、高い金額を払わなければコンサートを楽しめない状況に抗議するものであります。所得格差が拡大し中間層が大幅に減少した中で、コンサートに通える人たちの階層が狭められていることは否めません。ホールの使用料の引き上げは、チケット販売にも影響します。消費税増税から2年8カ月、住民の暮らし悪化が一層深刻になっているときに生活費の見直しは文化芸術からではないでしょうか。近隣のホールの稼働率の状況は50から70%と言われております。満席にならないのは、住民の生活への負担が厳しく、不景気の影響があると分析されております。公共の文化施設はすぐれた音楽、演劇など、文化芸術の鑑賞機会を提供し、町民の文化享受の機会の拡大を図るとともに、地域の文化芸術団体の活動をささげるための必要不可欠な文化インフラであります。文化の拠点施設であり、町民に感動と希望、ゆとり、潤いをもたらす、想像性を育むための場でもあります。ホールと楽屋などの使用料引き上げは町民から足を遠ざけるものであり、反対するものであります。

次に、第59号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正についてであります。子育て支援に逆行する引き上げをというものであります。放課後児童健全育成事業手数料を月4,500円以内から月6,000円以内へと、33.3%もの大幅引き上げ。さらに、夏休み期間の8月の利用を長時間利用するからと77.8%のさらに大幅引き上げで、

1人当たり年間2万円の負担増に対して子育て支援に逆行するものであり、反対であります。児童クラブに通う児童数は、12月1日現在701人、平成28年度の児童数は、小学校で2,694人であります。その割合は26%で4分の1の児童が児童クラブを利用しております。児童クラブは共働き、ひとり親家庭などの小学生の放課後の生活を継続的に保障し、また親の働く権利を守る事業であり施設であります。いわゆる町の子育て支援事業の一つです。長引く不況のもとで生活が厳しくなる中、生活費や子どもの教育費のためにも働きたい世帯がふえ、児童クラブを希望する子育て世帯が増加し、今待機児が29人とニーズに追いつかない状況であります。町も子育て世帯の要求、ニーズに応えたいと努力をし拡充していることは評価するものでありますが、しかしながら保護者負担を運営費の4分の1から3分の1への引き上げは、子育て世帯にとっては大打撃であります。値上げをするかわりに生活保護、ひとり親家庭などへの軽減、また利用時間の30分延長など、あめとむちの施策であります。子育て世帯への負担増に対しては反対するものであります。

第60号議案 幸田町農業委員会の委員及び幸田町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてであります。ことし4月に施行された改正農業委員会法によるもので、これまで農業者による公選制であったものを、農民代表でなく市町村長の任命制に変更し、新たに農地利用最適化推進委員を設置するものとなりました。法の目的から農民の地位の向上の削除、業務から意見の公表、建議の削除などは、農業委員会の農業者の民主的な機関という性格を骨抜きにするものであります。今まで農地の守り手としての役割が発揮されていたものが、今後は農地利用の最適化だけをやっていればよいという委員会になるのではと懸念され、任命制によって行政委員会としての独立性も奪い、農地の番人としての農業委員会制度を形骸化するものと指摘できるものではないでしょうか。しかしながら、議会の同意や任命過程の公平性・透明性を確保する措置を講じるなどの要件も重ねました。町長の任命に当たって、農家の代表として維持できるように求めて、反対討論といたします。

第62号議案 幸田町下水道条例の一部改正について、第63号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、合わせて討論をいたします。この2議案は、いずれも下水道に係る使用料を平均10%から11%引き上げ、経費回収率を下水と集排を合わせて現行38.8%を44.5%引き上げにするというものであります。

反対の第一の理由は、町民の皆さんの生活や暮らしは大変苦しい状況になるということであります。労働者の賃金は減少あるいは横ばい、中小・零細業者や自営業者の方も売上が減少するなどあります。年金生活の方も、年金の引き下げでぎりぎりの生活であります。2年8カ月前の消費税が5%から8%へと増税され、暮らしや営業などにも大打撃となっております。このような状況の中で、今回平均10%の引き上げは町民の暮らし、生活に追い打ちをかけるものと指摘できるものであります。今回、使用料を平均10%引き上げるとともに、基本水量制、1トンから10トン未満750円を廃止をして、基本使用料と従量使用料体系とし、基本使用料を700円にしたから少ない世帯、余り水を使わない世帯は従量制で負担軽減に配慮したとあたかも引き下がるかのように

言われますが、結果的には引き下がるのはごくごく一部だけで、大半の圧倒的な世帯は値上げとなるものであります。しかも、従量使用料区分では、一般家庭の90%に対し12.5%から最大は17.6%の引き上げ率で負担強化となっており、逆に大口使用のアップ率を抑えております。維持管理費が高くなってきたからその経費の回収率で運営していくということが主要な考え方になっており、下水と集排を合わせて現行38.8%を5.7%引き上げ44.5%にするということで、経費回収率3,592万4,000円の増収を見込む使用料の引き上げに反対するものであります。安心して、快適で文化的な生活を営むことができるように、一般会計からの繰り入れで運営すべきと求めて、討論といたします。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 陳情2件について賛成の立場から、また採択していただく立場から討論をしてみたいです。

陳情8号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書であります。自治体キャラバンは県内全ての自治体を訪問し、各市町村に対し、医療・福祉・介護など社会保障の拡充と国や愛知県に意見書の提出を求めて要請する行動で、ことしは37年目となります。要請行動の取りまとめの中で自治体間の格差もあり、要望項目によっては実施していたり、まだ実現に至ってなかったりいたします。陳情する項目が多岐にわたるのもそのためであります。国の社会保障連続改革が強行される中でも、毎年、粘り強くきめ細かく要求し要望しているため、医療・福祉・介護などの要望が着実に前進しております。住民のため社会保障施策の前進に大きな役割も果たしております。そのためにも陳情の趣旨を酌み取っていただきたいと思っております。

社会保障の削減を進める安倍政権は、年末の予算編成などに向け、医療や介護の負担増案を次々打ち出してきております。厚労省が社会保障審議会介護保険部会に示した草案は、2018年度からの介護保険改定のもので、現役並み所得者の利用料自己負担を3割に引き上げることや、高齢者に医療費の耐えがたい負担増を迫る取りまとめ案など、社会保障費の自然増の徹底削減方針に基づき高齢者を狙い撃ちするもので、医療にかかれず重症化を招くと批判が相次いでいます。子どもの医療費助成に対する国の罰則措置についても見直し対象を未就学児まで限定するなど、与党からも負担増に対して意見が続出してあります。毎年5,000億円の自然増分を削る方針に基づき、来年度予算で1,400億円を削る狙いは下流老人と言われるほど深刻な高齢者の貧困化に拍車をかけるものであり、国に対してもきっぱりと意見書を提出すべきではないでしょうか。

愛知県の誇れる、またすぐれた施策で福祉医療制度があります。子どもや障害者、高齢者の医療費助成制度について県は、所得制限の導入も狙っております。今後も現行水準を存続し、また対象拡大していくためにも、県に対しても意見書の提出を求めて、賛成討論といたします。

陳情9号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める陳情書についてでありま

す。都道府県が策定する2018年度からの第7次医療計画の策定方針が厚労省の検討部会で大筋了承されました。これは基準病床数の算定方式を見直し、患者閉め出しの病床削減を進める内容であります。少子高齢化社会や社会保障費の増加、国債残高の累増といった現状と課題を挙げ、高齢化のピークとされる2025年以降、人口減少によって医療介護ニーズは横ばいから減少するとして、医療費抑制を求めています。しかし、国が一方的に病床削減をすることは地域のニーズに応じられません。地域の医療供給体制は地域の実情や要望に沿ったものとなるようには、当然の要望であります。日本医師会からも、社会保障費の増加を理由に医療を我慢させてはいけないと意見が出ております。地域の医療提供体制を確保するためにも、地域の実情に応じた体制づくりを求めて、賛成の立場を明らかにするものであります。

○議長（浅井武光君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

14番、伊藤君。

〔14番 伊藤宗次君 登壇〕

○14番（伊藤宗次君） ただいま討論に付されております各案件について、順次討論をしてまいります。

議案番号58号 幸田町民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。この議案は、さくらホール、あじさいホール、楽屋やリハーサル室の使用料を1.3倍から1.5倍、さらには2倍に引き上げるもので、その理由は近隣自治体の使用料に合わせるなどとする提案理由であります。なぜ近隣に合わせるのか。行政にとって都合のいいところだけを拾い出して、近隣状況を引き合いに出しての値上げ提案理由ですが、そこには行政としてのポリシーが全く見られない、感じられない、読み取れないということであります。町民会館は、住民の文化と芸術の伝導であり、文化と芸術を町民会館を利用してどう醸成させていくのか、こういうポリシーが全くなく、あるのはそろばん勘定を優先したものの以外何物でもございません。近隣施設と比較対象にしたものの、全てが町民会館とは施設規模や施設整備内容や建設年次が違うものを値上げするために持ち出した論法であります。違いがあっても当然の使用料を無理無理に比較対象に持ち出したものであります。比較対象にするならば、県下で一番高いごみ袋の値段を引き合いに出すべきであります。そうしたことには目もくれず、町民の怒りと嘆きに一切耳を傾けず、1.3倍、1.5倍、さらには2倍に値上げすることは、町民生活や文化と芸術の発展を無視するものであると指摘をするものであります。

さらに、この議案を審議した総務教育委員会の審議で明らかにされたことは、消費税率が5%のままであり、会館を管理運営する文振協に8%負担をさせているのであります。なぜなのか。行政の都合のいいことはさっさと引き上げる、行政の負担になることはへ理屈は理屈をつけて負担させる。文振協に押しつけて知らんぷりを、それでいいのか。ここにも行政の勝手放題の姿勢が浮き彫りにされているものであります。

さらに、町民会館内の一等地に女性の会が運営する婚礼衣装展示室がございます。98平方メートル程度であります。目的外使用であるにもかかわらず、使用料は一切払っておりません。施設内で営業するカメラは、目的外使用だとして年間120万円の使用料を徴収をしながら、この展示室は目的外使用であるにもかかわらず、町長の

施策だとして無料としているものであります。文振協と女性の会が覚書を結んで、使用料を無料としている、だから問題ないんだという理屈であります。町長が行政の施策として無料にするというのであれば、使用料は行政が負担をすることが筋の通ったものの考え方であり、当然であります。

このように会館使用料値上げは近隣に合わせるが、ごみ袋代は県下で一番高い値段を町民に押しつけても知らんぷり。消費税率5%から8%に増税されても文振協が負担をすればいいという、その負担を押しつけるものであります。女性の会が占有使用する98メートルほどの目的外使用は、町長の施策だから文振協と女性の会が覚書を結んで目的外使用料はとらないことを文振協に押しつける。大須賀町政に行政としてのポリシーらしきポリシーは一切なく、ただただ会館使用料さえ値上げすれば事足りるとする認識と感覚、覚書を交わしたということであります。会館使用者には負担を押しつけ、文振協にはいわれなき覚書の締結を迫り泣かせる。その一方で、女性の会に向けた町長の顔は満面の笑みを浮かべているものであります。住民の文化と芸術の振興発展に資する施策であるという根源的な認識も感覚もないことを示す議案と指摘するものであります。

議案番号59、幸田町手数料条例の一部改正であります。この議案も児童クラブの手数料を、これまた近隣の状況に合わせて値上げをするというものであります。提案理由で町長は、児童クラブの運営の保護者負担を4分の1から3分の1に引き上げるというものであり、さらに質疑で、これまた近隣の状況に合わせてというものであります。子育て支援を政策に掲げる町長ですが、近隣に合わせた子育て支援であるとするものであります。ここにも政策なき言葉だけの言葉遊び町長の本質が読み取れるものであります。なぜ運営費の保護者負担が4分の1であったらだめなのか。町長の子育て支援の施策に合致する保護者負担ではないでしょうか。ここにも近隣について回る政策なき町長の実情が浮き彫りにされていると指摘できるものであります。町民負担増を押しつけることを、殊のほか熱心な町長であります。みずからの政策を発展させ、拡大、充実させるために知恵を出さず、住民負担だけを強めるものでしかないと指摘できるものであります。

議案番号60、幸田町農業委員会の委員及び幸田町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定であります。昨年国会で、農協改革関連法の一環として農業委員会などに関する法律の改正が成立したことに伴う条例の制定であります。これまでの農業委員会は、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り農民の地位向上に寄与する、そのためのもので、その性格の一つは農地法などに基づく農地行政を主に担う行政委員会であり、農民の代表機関という性格を持ち合わせていたものであります。しかし、今回は従来の延長線ではなくて、法律の目的から農民の地位向上の文言を削除する、農業委員の公選制を廃止し、意見の公表、建議を業務から削除する、そういう性格を持つ内容であります。まさに制度の根幹を変質させるものであります。

変質の1つ目は、農業委員会が必ず行う仕事として農地の移動・転用の許認可業務などに加えて、農地の利用の最適化推進の事務が位置づけられました。これまでは任意業務とされていたものであります。

2つ目は、農業委員の選出方法を公選制から市町村長による任命制に変えたことあります。任命制となれば、恣意的な人選による懸念が生まれてくるものであります。例

えば産業廃棄物処理業者や不動産業者など、農業振興とは無縁な人が恣意的に任命される懸念が広がるものであります。まさに民主主義の重大な後退であります。同時に、議会の同意を含めて厳しいチェックが殊のほか議会に求められ、その重要性が増したものであります。農業委員の任命に当たってさまざまな要件が課されております。その一つは、議会の同意を必要とすること。二つ目は、農業委員等から候補者の推薦及び募集を行い、その情報を公表し、結果を尊重する。三つ目は、候補者が定数を超えた場合、関係者から意見を聞き、任命過程の公平性及び透明性を確保する措置を講じなければならないことであります。また、委員の半数以上を認定農業者が占める。農業者以外で中立の立場で、公正な判断ができる人を1人以上入れること。女性や青年を積極的に登用することも課されているものであります。

今、地域の農業や農地を守るために何よりも必要なことは、農地つぶしのTPP協定の批准を阻止することであり、安倍政権の農政の大もとからの転換であります。こうした情勢の要請に逆行する条例制定であります。

議案番号62、幸田町下水道条例の一部改正について。議案番号63、幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。この2件は同趣旨でありますので、一括して討論をさせていただきます。

町長の提案理由は経営の健全化を図るものだと、こういう説明であります。それでは、経営の健全化とは一体何ですか。現在、不健全な経営実態があるということであり、両議案とも、憲法で保障する健康で衛生的な生活を営む権利は国民にあり、その基盤整備を積極的に進めることは行政の責任であり義務であります。町長の言う経営の健全化とは、使用料金によって町民負担によって賄えることが事業経営の健全化、こういう論法であります。その論法によって導き出されるのが経費回収率であります。そもそも経費回収率とは一体何なのですか。下水道も集落排水も、使用料収入によって賄えない事業であります。その賄えないことを承知の上で経費回収率を持ち出すことは、いかに使用料金を値上げしもっともらしく見せるか、このために持ち出した論法であります。協議会資料にありますように、汚水処理費に対する使用料金比率は下水道で47.3%、集落排水は26.1%であります。つまり町長の健全化論法でいけば、下水道、集落排水も使用料収入で汚水処理経費が全て賄えるようにする、100%にすることが健全化ということであり、町民には果てしない使用料金をもっともらしいへ理屈は理屈を並べ立てて、町民負担を押しつけるものであります。もともと集落排水は対象戸数が少なく、使用料金では維持管理費が増高している中でとても賄えず、さらに起債償還の元本とその利息さえも賄えない実態がございます。下水道も同様であります。流域下水道負担金、起債償還が末永くついて回るといふ事業の特性がございます。そうした特性を一切考慮せず、思いをはせる感覚も認識も持ち合わせていないことの証明でもございます。

さらに、ここでも持ち出されてきたのが近隣市町との料金比較であります。下水道や集落排水の普及率は、幸田町は99%以上であります。他市町がこのレベルにあるかどうか、こういうことも検証せずに経費回収率を持ち出すことは、都合のいい数値を引き回して使用料金をもっともらしく装い値上げをするものであります。一般会計からの繰

り入れに頼らざるを得ないことを経営が不健全だとする認識は、税金の使い方、それは町民生活に密着をし、その安定に資するための投資だという感覚がないことを証明しているものであります。使用料金の値上げさえすれば事足りたりとの認識と感覚を示すものでもございます。私は以前から政策を提起をし、集落排水の污水管を下水道污水管に接続することについては、その取り組みが進められる、こういう答弁であります。可能な限り集落排水処理地域13地区がより多く接続されるように、政治力を発揮すべきであります。

使用料金体系については、逓増率を大幅に大口利用者、月50トン以上の排水量については、他市町を考慮しながら検討すべきであります。下水道と集落排水が独自に逓増率を増加することはできません。それは上水道との関連、上水道の逓増料金体系の見直しが前提になってまいります。一般家庭の使用水量、使用料金には手を加えず、大口事業者を中心に逓増率のあり方を検討すべきであります。つまり、大企業について大口利用者には社会的責任をきちんと果たしてもらおうというものであります。

町民会館使用料、児童クラブ手数料、下水道使用料金、集落排水使用料値上げを町民生活を顧みない議案であり、近隣比較を持ち出すのであるならば、ゴミ袋代が県下で一番高い幸田町のごみ袋代1袋45円から10円以下に引き下げることが先決であり、何よりも日々の暮らしに役立つ施策であることを提起をし、討論といたします。

〔14番 伊藤宗次君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

2番、伊與田君。

〔2番 伊與田伸吾君 登壇〕

○2番（伊與田伸吾君） 議長のお許しを得ましたので、第62号議案 幸田町下水道条例の一部改正について及び第63号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを、あわせ賛成の立場から討論に参加させていただきます。

幸田町は全町下水道化を掲げ、農業集落排水事業を昭和59年度から、公共下水道事業は昭和61年度から、流域下水道は平成4年度から着手し、本年度で六栗及び深溝、里土地区画整理事業地内の整備も完了いたします。今後は、維持修繕などの管理費用の増大が見込まれる状況にあらうかと思えます。下水道及び集落排水は、これまで国・県の補助を受け整備されてきましたが、今後は町負担による維持管理になるものであります。中長期的な視野に立ちますと、自立安定した健全な経営を築き上げていくことが必要であらうかと思えます。本町の下水道使用料と集落排水使用料は同一の料金体系で推移してきております。今回おおむね11%の使用料値上げではあります、さきに申し上げました状況であり、妥当であらうかと思えます。また、下水道使用料は近隣の使用料比較でも安価に設定されていることが推察されるところであります。今後も引き続き、良好な施設へ維持管理と運営に御尽力いただきますようお願い申し上げ、条例の一部改正に賛成するものであります。

〔2番 伊與田伸吾君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅井武光君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅井武光君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって討論を終結いたします。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩いたします。

休憩 午前 9時53分

再開 午前10時03分

○議長(浅井武光君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、上程議案10件と陳情2件についての採決をいたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決をいたします。

まず、第57号議案 幸田町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(浅井武光君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第57号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第58号議案 幸田町民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(浅井武光君) 着席願います。

起立多数であります。

よって、第58号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第59号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(浅井武光君) 着席願います。

起立多数であります。

よって、第59号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第60号議案 幸田町農業委員会の委員及び幸田町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第60号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第61号議案 幸田町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第61号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第62号議案 幸田町下水道条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第62号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第63号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第63号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第64号議案 平成28年度幸田町一般会計補正予算（第4号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第64号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第65号議案 平成28年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第65号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第66号議案 平成28年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第66号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第8号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第8号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第8号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第9号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第9号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第9号は、不採択することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて平成28年12月1日より招集された第4回幸田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時12分

○議長（浅井武光君） 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 平成28年第4回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、去る12月1日から本日までの22日間の長きにわたり、御多用にもかかわらず終始熱心に御審議をいただき、私どもが提案させていただ

きました全議案とも可決、承認、御同意を賜りましたこと心から感謝を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議、委員会での審議の際にいただきました御意見、御提言等を重く受けとめ、十分留意をいたし、今後の町政の推進に生かしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。また、9名の議員の方々からいただきました一般質問につきましては、どれも時宜を得た内容でありまして、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討いたし、今後の町政推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

ここで、4点ほど御報告、御案内をさせていただきます。

まず、第1点目でございますけれども、元幸田町助役の山本伝蔵氏が瑞宝章を受賞され、11月11日に皇居での拝謁が行われました。この件でございますけれども、山本元助役におかれましては、昭和61年から12年間助役を務められまして、町長の補佐役として町政運営に貢献された功績に対し、瑞宝双光章、地方自治功労が賜与されましたので、御報告をさせていただきます。

次に、2点目でございますけれども、東海道本線への集中旅客サービスシステムの導入についてでございます。去る12月14日、JR東海より町内の3駅に係る営業体制の変更として、集中旅客サービスシステムの導入について報道発表がございました。資料については議員の皆様への棚へ入れさせていただきましたので、よろしく願いをいたします。なお、詳細につきましては、2月の総務教育委員協議会にて報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、3点目でございます。第12回の幸田プレステージレクチャーズ～ものづくり日本講演会～を来年の1月20日金曜日に、幸田町民会館つばきホールにて開催いたします。今年度は最後の開催となります今回の内容は、函館未来大学副理事長の前人工知能学会会長、情報処理学会理事、観光情報学会理事を務められております松原仁教授により「人工知能は世の中をどう変えるか」でございます。囲碁でコンピューターがプロ棋士に勝った事例や、コンピューターが執筆した小説が文学賞の1位審査を通過した事例。また、近年における人工知能の目をみはる進捗、これから人工知能が世の中をどう変えていくかについての講演となります。幸田町の未来を担う世代の方々には、ぜひ聞いていただきたい内容となっております。受講料は無料で、先着400名でございますので、大変貴重な講演でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

もう1点は、新春のイベントなどの開催でございます。年明けの1月7日土曜日には幸田町消防団出初め式、翌日の1月8日日曜日には第20回のこうた凧揚げまつり、その翌日の1月9日月曜日の成人の日には第69回幸田町成人式を、また1月22日日曜日には第39回幸田町新春駅伝ファミリージョギング大会を開催する予定でございます。年明けからイベントがめじろ押しでございますが、ぜひ御参加をいただきまして盛り上げていただければ幸いに思っております。

ことしも残すところあとわずかでございますが、年の暮れから年明けにかけてますます寒さが厳しくなると思われまします。議員各位におかれましては体調管理に御留意いただき、新しく迎える年が幸田町と皆様にとりまして明るいよい年でありますように御

祈念申し上げまして、閉会に当たっての御礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 議員各位には、何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議事の進行に御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては適切に運用されますようお願い申し上げます。

本日は、これにて散会といたします。

大変御苦労さまでした。